

当初5年間の貸付金利を0.2%引き下げる特例を 3年間延長します！

中小企業にお勤めの方が財形持家融資を利用しやすくするため、常用労働者数が300人以下の企業にお勤めの方が新たに「財形持家融資」を申し込む場合、当初5年間は、通常の貸付金利から0.2%を引き下げる特例措置を行っています（中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置）。

この特例措置を平成30年3月までの3年間、延長することになりました。

■ 貸付金利

当初5年間は、お申しいただいた時点で適用される通常の金利から、0.2%引き下げた金利が適用されます。

■ お申込み受付期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの新規申込みが対象です。
この期間内でも、申込み状況などにより、特例措置を終了する場合があります。

■ 特例措置を受けることができる方

通常の財形持家融資の融資条件を満たしており、かつ「常用労働者数が300人以下の企業にお勤めの方」であれば今回の特例措置を受けることが可能です。
なお、財形持家融資制度のご利用に当たっては、お勤めの会社がこの制度を導入している必要があります。この制度を「転貸融資」といい、独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施しています。

詳しくは下記へお問い合わせください



独立行政法人勤労者退職金共済機構

☎ 03-6731-2935

<http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/>

財形持家融資制度がない会社でも、勤務先から住宅についての援助（負担軽減措置）を受けることができる方は、独立行政法人住宅金融支援機構（融資物件が沖縄県の場合は沖縄振興開発金融公庫）が実施する「財形住宅直接融資」に、個人で申し込める場合があります。

● 財形直接融資のお問い合わせ

独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター

☎ 0120-0860-35 (048-615-0420)
フリーダイヤル